

本製品のご使用開始前に、必ず以下のソフトウェア使用許諾契約書をよくお読みいただき同意される場合にのみご使用ください。

ソフトウェア使用許諾契約書

東京都港区西新橋二丁目 14 番 1 号
株式会社エヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーションズ

株式会社エヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーションズ（以下「当社」といいます。）は、お客さま（以下「ユーザー」といいます。）に、当社が指定するハードウェア製品にインストールされたソフトウェア（以下「本ソフトウェア」といいます。）を使用する権利を以下の条件で許諾します。ユーザーが、本ソフトウェアをインストールされた製品のご使用を開始した時点で、本契約に同意いただいたものとみなします。

1. 著作権

本ソフトウェアに関する著作、システム、アイデア、操作方法、マニュアル、およびその他の情報等の知的財産権は、当社に帰属又は第三者から正当なライセンスを得たものであり、本ソフトウェアは、日本国及びその他の国の著作権法その他の関連して適用される法律及び国際条約によって保護されています。

2. 使用許諾

- ユーザーは、本契約の条項に従って本ソフトウェアを使用する非独占的な権利を取得します。ユーザーは、当社が指定するハードウェア（以下「利用ハードウェア」といいます。）に、当社もしくは当社が指定する委託先がインストールした状態でユーザーに提供された場合に限り、本ソフトウェアを使用することができます。
- 本ソフトウェアに含まれる他社製プログラムは、別途、当該プログラムの権利者よりユーザーに対してそのプログラムの使用許諾が行われますが、その使用許諾契約の内容に抵触しない限り、ユーザーは本契約記載の条件に従うものとします。
- 本ソフトウェアに含まれる他社製プログラムおよび本製品に同梱される他社製プログラムのエンドユーザーライセンス契約（EULA）および使用許諾契約は、当社サイト（<http://www.nttpc.co.jp/support/doc/officestation.html>）に掲載しています。
 - StorageCraft® 製品についてのエンドユーザーライセンス契約
 - ソフォス使用許諾契約書

3. 禁止事項

当社は、ユーザーに対し次の事項を禁止します。

- 本ソフトウェアの全部又は一部を、第三者に譲渡、貸与、再使用許諾、中古品取引を行うこと。
- 本ソフトウェアに表示されている著作権その他権利者の表示を削除したり、変更を加えること。
- 本ソフトウェアに含まれるプログラムの改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、翻訳、翻案すること。
- 本ソフトウェアを、バックアップ又は保存の目的も含め、複製すること。
- マニュアル等関連資料を複製、翻訳、配布すること。
- 本ソフトウェアの全部又は一部を、大量破壊兵器等（核兵器・化学兵器・生物兵器・ミサイル）の設計、製造、使用を目的に使用すること。

4. ソフトウェアの修正

当社が本ソフトウェアの不具合を修正する場合には、当社はユーザーに対して、修正ソフトウェア、修正のためのパッチ又はプログラム（以下「修正関連ソフトウェア」といいます。）修正に関する情報

を提供します。ただし、これら修正関連ソフトウェアもしくは修正に関する情報の提供の必要性、提供時期、提供方法等に関しては、すべて当社の裁量により決定します。なお、ユーザーに提供された修正関連ソフトウェアは本ソフトウェアとみなします。

5. 通知

- (1) 当社がユーザーに対し、本ソフトウェア及び本契約に関連する通知を行う場合、書面、電子メール、当社のWebサイトへの掲載その他当社が適当と判断する方法によるものとします。
- (2) ユーザーは当社からの通知が前項に定める方法により行われることを了承し、当該通知を受領するために適宜通知の有無を確認することに同意するものとします。
- (3) 当社が本条第1項に基づき電子メール又はWebサイトへの掲載により通知を行った場合、当該通知はインターネット上に配信された時点をもってユーザーに到達したものとみなします。

6. 免責

- (1) 当社は、本ソフトウェアの機能及び品質について、商品性及び特定目的への適合性その他一切の保証を行うものではありません。
- (2) 当社は、いかなる場合においても、ユーザーの逸失利益、特別な事情から生じた損害及び第三者からユーザーに対してなされた損害賠償請求に基づく損害について、結果的、付随的あるいは懲罰的損害について一切の責任を負いません。ユーザーは、本ソフトウェアの仕様に関連して第三者からユーザーになされた請求に関連する損害、損失あるいは責任より当社を免責し保証するものとします。
- (3) ユーザーに対する当社の責任は、契約や不法行為（過失を含む）などのいかなる場合も、本ソフトウェアについてユーザーが実際に支払った金額を超過することはできません。
- (4) 当社は、本ソフトウェアに関する技術サポートを当社が合理的に必要と判断する範囲内で実施します。なお、当該技術サポートは、当社指定の方法で実施するものとし、ユーザーはそれ以外の方法を要求することはできません。

7. 契約の開始

本契約は、ユーザーが利用ハードウェアの使用を開始した時点で、成立したものとみなします。

8. 契約の終了

- (1) ユーザーが譲渡、廃棄等により、利用ハードウェアの使用権を失ったとき。
- (2) ユーザーが本契約のいずれかの事項に違反したときは、当社は、ユーザーに対し何ら通知、催告を行うことなく、直ちに本ソフトウェアの使用を終了させることができます。その場合、当社は、ユーザーの違反によって被った被害をユーザーに請求することができます。
- (3) この契約が終了した場合、ユーザーはすみやかに、本ソフトウェアのすべてをユーザーの負担で当社に返却するか、破棄するものとします。

9. 輸出管理

ユーザーは、本ソフトウェアあるいはそれに含まれる情報及び技術を日本ならびにそのほかの関係国が出荷等を禁止ないし制限している国に出荷、移転又は輸出しないことに同意します。また、出荷、移転又は輸出に必要な手続きが法令等により定められている場合には、当該手続を行うこととします。

10. その他

- (1) 本契約に定めなき事項又は本契約の解釈に疑義を生じた場合は、ユーザー及び当社は誠意をもって協議し、解決するものとします。
- (2) 本契約は日本国法を準拠法とします。本契約に関連又は起因する戦争は、東京地方裁判所を第一の専属的同意管轄裁判所としてこれを解決するものとします。

2016年10月1日